

各地域型保育事業所 設置者 様

川崎市こども未来局  
保育事業部保育第2課

**令和4年度地域型保育事業所子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰの認定手続きについて（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
さて、子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰについては、令和3年7月16日付け3府省局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（以下「国通知」という。）等に基づき、本市における令和4年度の処遇改善等加算Ⅰの認定手続きについて、次のとおり通知いたします。

**1 処遇改善等加算Ⅰの加算率認定について**

処遇改善等加算Ⅰの認定については、例年同様、**加算率の認定と賃金改善計画の確認**の2段階に分けて行うものとし、加算率の認定は次のとおり行うものとします。

**(1) 加算率認定について**

本市においては、加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認書類について、原則在職証明書等の提出をもって算定対象とします。

**(2) 加算率認定の申請について**

加算率認定の申請については、令和4年5月16日（月）を提出期限としますので、次の必要書類を御提出ください。

**ア 処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書**

**イ 平均経験年数計算書**

請求ソフトで出力する様式になります。

本書式は、請求ソフト上の「職員情報登録」画面において前施設までの累積経験年数を「その他施設経験年数」欄に入力の上、令和4年4月1日の基準日時点の「経験年数の計算」を実行することにより、出力することができます。

**ウ 処遇改善等加算率算定職員台帳**

(ア) 本台帳を提出いただく職員について

- a 令和4年4月1日入職の職員（ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者に限る。以下「職員」について同じ。）
- b 令和3年4月2日以降、当該施設に配属となり、令和4年4月1日現在も当該施設に在籍する職員
- c 令和4年4月1日以前から当該施設に在籍しているものの、前年度までの算定年月に変更（新たに証明書がとれ、その勤務歴や施設を追加する場合等）があった職員となります。

(イ) 在職期間認定の有無欄について

前年度までの加算率認定においてすでに算定を認められている期間であれば「有」を、今回初めて算定期間に含める場合は「無」を選択してください。

## エ 在職証明書

本市の様式のほか、法人の任意様式による場合であっても、要件（対象職員が算定対象となる施設に在籍していたことが特定され、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務歴の証明であることが分かること）が充足していれば有効です。

本証明の取得は、ウの台帳を提出する職員について、前歴換算を行う場合に必要となるものです。（写しの提出でも可とします。）

本市においては、原則、在職証明書の提出によるものとしますが、在職証明書の取得が困難な場合に限り、ウの処遇改善等加算率算定職員台帳に記載された勤務歴が把握・推認できる資料（雇用保険の加入履歴や年金定期便の写しなど）に加えて職員本人からの在職申出書をもって、本市が勤務歴の把握・推認が可能であると判断した場合のみ可とします。

**※なお、在職証明書のみ代表者印の押印が必要となりますので、御注意ください。**

## オ 資格証

### (ア) 新規開設園

施設の職員のうち、保育士、看護師、准看護師、栄養士、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、子育て支援員については、そのことを証する資格証、修了証等の写しを御提出ください。（新卒の保育士について、保育士証の発行に時間を要する場合がありますため、申請時点までに資格証を取得できない場合は、取り急ぎ保育士登録済通知書の写しを提出いただき、後日保育士証が届き次第送付いただきますようお願いいたします）。

### (イ) 既存園

既存園についても、次に該当する職員が在籍する場合は御提出ください。

a 新規採用職員

b 令和3年4月2日以降に当該施設に配属となった職員及び職種変更した職員

### (3) 加算率の認定について

加算率の認定については、6月末を目途に行う予定です。保育所ごとに認定のあった月の翌月分の請求から4月に遡及して、正しい加算率により、請求を行ってください。

### (4) 提出先及び提出方法について

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所こども未来局保育事業部保育第2課 宛て

郵送にて提出ください。

（保育第2課 担当）

電 話 044-200-3128

F A X 044-200-3933

Eメール 45hoiku2@city.kawasaki.jp